

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成25年12月3日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島市土地開発公社（出資団体）
- 2 対象期間等 平成25年4月1日から8月31日までに執行した当該出資に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
  - 目 的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。
  - 設立年月日 昭和48年4月2日（登記日）
  - 基本財産 5,000,000円（徳島市が全額出資）
  - 事務所 徳島市幸町2丁目5番地
  - 職員数 事務局職員47名（市兼務職員47名）

第2 監査の実施期間

平成25年9月19日から11月26日まで

第3 監査の方法

出資の目的にそって事業が適切に運営されているか、出資に係る出納およびそれに関連する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

徳島市土地開発公社における出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、委託業務の契約書において印紙の貼付が適正でないものがあった。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。